

京都市告示第 4 1 4号

令和元年10月3日付けでの子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和元年10月31日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地
公益社団法人 京都市シルバー人材センター	認可外保育施設	ばあばサービスピノキオ	京都市上京区北舟橋町 866
公益社団法人 京都市シルバー人材センター	認可外保育施設	ばあばサービスピノキオ御所南	京都市中京区瓦町 552

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)